

## 地域計画

策定年月日	令和7年2月26日
更新年月日	令和8年2月24日 (第1回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	幸手市 (11240)
地域名 (地域内農業集落名)	上高野地区 (志手第一、志手第二、上仲、真砂町、茶屋、菩薩、慶作、茨島、織部、大蔵)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	25.50 ha
① 農業振興地域のうち農用地域内の農地面積	0 ha
② 田の面積	23.93 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1.57 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3.69 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.00 ha
(参考) 区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	13.64 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	1.43 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

本地域は、市の南西部に位置し、杉戸町に隣接する水田地帯であり、水稻を中心に作付けされている。令和5年度に実施した地域計画策定に向けたアンケート調査の結果、今後の農業経営の意向として拡大が0%、縮小が63.1%、現状維持が36.9%となっており、高齢化や後継者不足により、縮小意向が高くなっているため、法人を含め地域外から新たな担い手を確保していくことが課題である。

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

本地域は水田地帯であるが、法人を含め地域外からの新たな担い手を確保をするためにも多種多様な作物の栽培を推進していく必要がある。また、本地域は農業振興地域内の農用地としての指定がされておらず、一部地域を除いて開発等が見込まれる地域であるため、農業生産のみでなく、加工・流通・販売を一体で行う農業の6次産業化を目指し地域農業の振興を図る。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
土地改良事業を活用し地域で農産物の生産・加工・流通・販売を行う農業の6次産業化の推進や地域として農地中間管理事業に取り組むことで、将来的に地域の中心となる経営体に農地の集積・集約化を図り農用地の有効利用を目指す。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	0 %	将来の目標とする集積率	100.00 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地域の中心となる経営体として企業や地域外からの新たな担い手を確保し、基盤整備や土地改良事業を推進し農地の効率的利用を目指す。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
地域の中心となる経営体として法人を含め地域外からの新たな担い手を確保し、基盤整備や土地改良事業を活用しながら農地の集積・集団化を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
現状として農地中間管理事業の認知率が低いため、地域への周知を行い、自作農家にも農地中間管理事業の活用を促し、将来的に地域の中心となる経営体への農地の集積・集約を図る。
(3)基盤整備事業への取組
区画整理などを促進し、法人を含め地域外からの新たな担い手を確保しやすい環境整備を目指す。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
幸手市農業技術銀行運営協議会にて定めた農作業委託にかかる基準単価を参考に農協や地域内の農作業受託希望者と相談し作業を依頼することで、遊休農地発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ②有機農業や化学肥料・化学合成農薬の使用を低減した農作物の栽培の取組拡大を推進していく。
- ⑧土地改良事業を活用し、地域で農産物の生産・加工・流通・販売を行う農業の6次産業化を推進する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者	㈱サラダボウル		ha	ha	施設野菜	25.5 ha	ha	A	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	1経営体		0.00 ha	0 ha		25.5 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

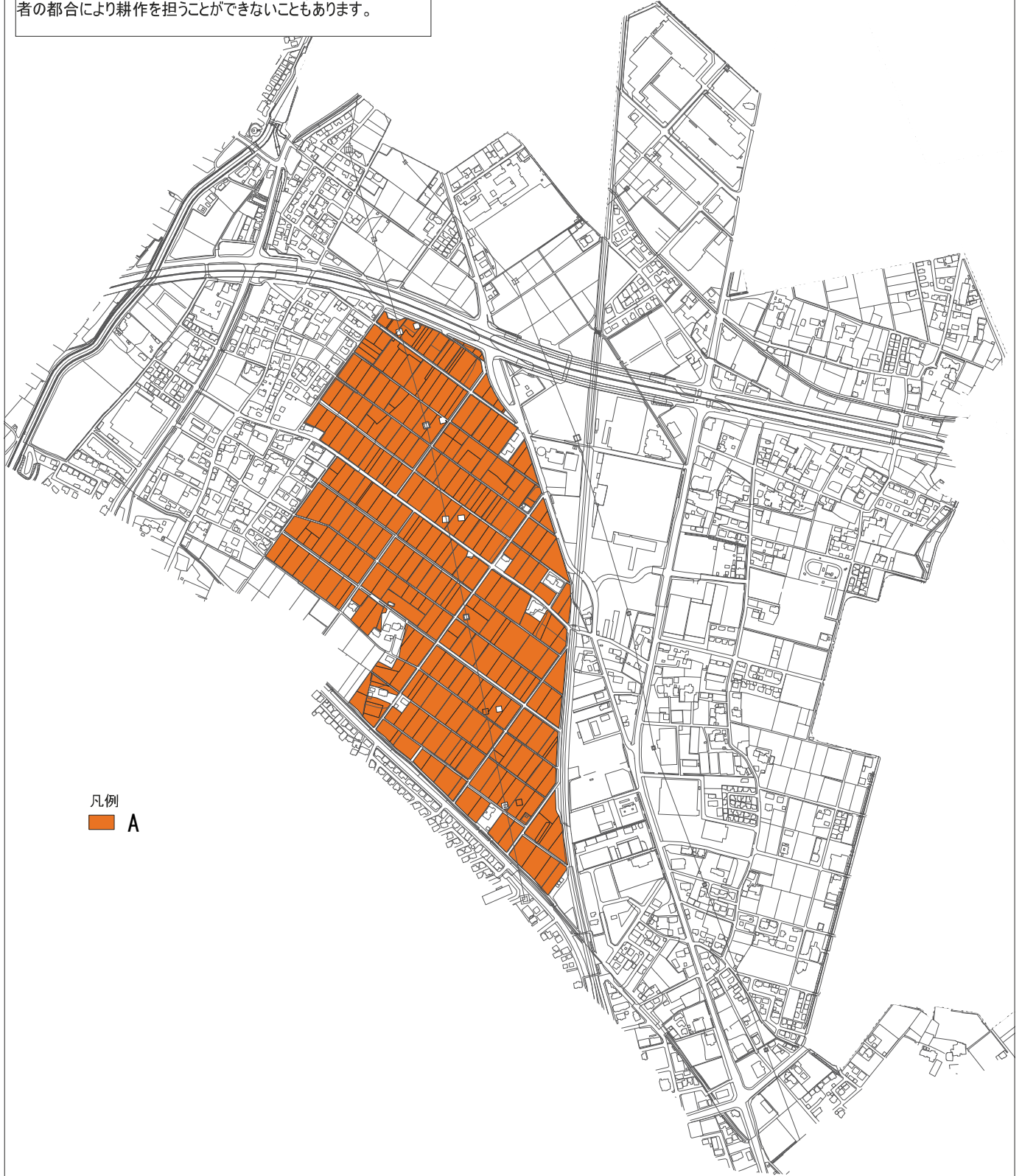
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

# 上高野地区 目標地図

この目標地図は、高齢化や後継者不在等の理由により現在耕作を行っている方が耕作を継続できなくなった場合に受け手として耕作を行う地域農業の担い手を示したものです。あくまで計画であり、これにより農地の権利が移動したりするものではありません。また、受け手が示されている農地であっても、農地の状況や耕作者の都合により耕作を担うことができないこともあります。



凡例  
■ A

0 100 200 300 m

1 : 7000